



発行/糸島市商工会
 福岡県糸島市前原北1-1-1
 TEL 092-322-3535 FAX 092-322-1113
 編集・発行人/大鶴 照光
 URL <http://ishokokai.net/>
 E-mail itoshima@shokokai.ne.jp
 発行日/令和3年11月25日

※広報や商工会に関する問合せ、ご意見等をお寄せください。

年末調整のご準備を!!

事務代行を希望される方は**12月17日(金)**までに糸島市商工会まで下記資料をご持参ください。

※給与支給日が月末の場合は**年明け1/5(水)**まで ※手数料:500円/1名

必要な書類 ※揃った書類には☑マークをつけてご活用ください。

- 給与明細、税理士等報酬7月~12月分(ボーナス含む)
- 給与支払報告書(市役所から届いた書類)
- 税務署から届いた書類一式
- 控除証明書(従業員さんが加入しているものは全て)

※以下は全て従業員さんに記入してもらってください。

- 基礎控除等申告書(配偶者の所得まで記入)
- 保険料控除申告書(受取人・続柄まで記入)
- 扶養控除申告書(扶養親族は生年月日まで記入)

※以下は事業主の方が記入してください。

- 法定調書合計表
- 所得税源泉徴収簿(名前・住所・支給金額等まで記入)
- 生命保険 損害保険・地震保険
- 小規模企業共済・iDeco 国民年金・国民年金基金
- 国民健康保険・介護保険料
- 住宅借入金残高証明書(2回目以降の方)他
- 事業主の認印 源泉徴収簿
- 事業主の方が保管している源泉徴収簿ファイル

従業員の方で次の異動があった場合にはお知らせください。

- 出産・結婚・離婚・就職・退職
- 本年に住居を新築・購入した
- 寡婦・寡夫(配偶者を亡くした方)の該当の有無
- 留学など海外に住む扶養親族の有無

※給与支払者のマイナンバーが必要です。扶養控除申告書には従業員本人、配偶者、被扶養者のマイナンバーを記入してください。

※事前の電話連絡は行いませんので、必ず締切日までに提出ください。締切日を過ぎた場合は、代行出来ませんのでご注意ください。また、今年度も案内はがきは送付せず、この広報誌でのご案内となりますので、ご確認をお願い致します。

確定申告のご準備を!!

決算事務代行を希望される方は**1月31日(月)**までに糸島市商工会まで下記資料をご持参ください。

期限を過ぎた場合は期限内申告をお約束できません。

必要な書類 ※揃った書類には☑マークをつけてご活用ください。

- 令和3年の収支が分かるもの(現金出納帳・集計表)
※必ず集計表まで作成してください。
- 源泉徴収票(公的年金受給者、給与受給者)
- 昨年までの確定申告書控えの綴り 源泉徴収簿の綴り
- 営業所得以外に不動産・農業・一時所得保険(満期受取明細書等)などがあれば、それら関係書類
- マイナンバー通知カード又は個人番号カード
※書面での提出の場合は本人確認資料もご持参ください。
- 控除証明書(生命保険・損害保険・地震保険・小規模企業共済・iDeco・国民年金・国民年金基金・国民健康保険・介護保険料等)
- 住宅借入金残高証明書(2回目以降の方)他
- 固定資産の取得・喪失にかかる書類(領収書・明細書)
- 医療費控除(医療費の明細表を各個人ごとで病院、薬局ごとに事業主の方で各自集計して来てください。入院給付金等があれば、それら関係書類)
- 売掛金、買掛金、未払費用等の一覧
- 商品(材料)棚卸表
- 損益計算書・貸借対照表(青色申告特別控除65万円をご希望の方)

※手数料:10,000円~(期限を過ぎた場合、追加費用を頂きます。)

※分離・譲渡・贈与・相続等の特殊な申告がある方は、まずは商工会の顧問税理士による無料相談日にお越しいただくか、もしくは最寄りの税務署(TEL092-843-6211)へご相談ください。

「防災・減災に関する協定」 事業者の登録(お願い)

本会は今年2月に糸島市と「防災・減災に関する協定」を締結しました。そこで今回、会報に3枚資料を同封させていただきました。これは災害発生時の備えとして、事業者として提供できるものを登録して頂くための資料です。その登録協力により、市内の防災減災に繋がり、災害が発生しても被害を最小限に抑え、回復を早める等の効果が期待されます。この機会にぜひ、協力事業者として登録してください。詳細については、同封資料をご覧ください。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで